

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第3号を送信します。

【輸入植物検疫制度の見直し（第7次改正）の関連情報について】

先般、輸入植物検疫制度の見直し（第7次改正）の概要について、同横浜植物防疫協会からのお知らせ（02-35号、令和3年2月2日）にてお知らせしたところですが、今般、7次改正の関連情報として以下のとおり農林水産省植物防疫課より連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、新たに追加予定の7種の非検疫有害動植物の過去5年間の輸入検疫での発見状況は別添1のとおりです。

- 1 第7次改正に関連する省令及び告示の官報掲載予定日並びに施行予定日
 - (1) 官報掲載予定日：令和3年4月27日（火曜日）
 - (2) 施行予定日：令和3年4月28日（水曜日）
0時以降に輸入した荷口から適用
- 2 暫定措置について
 - (1) 中国産種子に係る緊急の暫定措置の実施について（別添2参照）
植物検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、Broad bean stain virus 及びTomato mottle mosaic virus (ToMMV) についても、省令施行日以降、輸入検査時に精密検査を実施する。
 - (2) 検査証明書で産地を台湾とするピーマン種子からToMMVが検出された事例に伴う対応について（別添3参照）
本年2月に台湾が発給した検査証明書に産地が台湾と記載されたピーマン種子からToMMVが検出されたことから、台湾側と侵入防止措置について調整中であり、省令施行日までに調整が終了しない場合は、暫定措置として輸入検査時に精密検査を実施する。

以上

2021年指定非検疫病害虫7種の輸入検疫における発見状況

病害虫名			発見回数						付着植物（輸出国）
学名	和名	分類	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計	
<i>Eupteryx decemnotata</i>		ヨコバイ科	22	13	10	15	4	64	キダチヒャクリコウ、ローズマリー（イスラエル、アルジェリア） ヤクヨウサルビア（イスラエル、イタリア）
<i>Mecinus pascuorum</i>	ヘラオオバココバンゾウムシ	ゾウムシ科	0	0	5	1	1	7	キウイフルーツ（ニュージーランド）
<i>Parthenolecanium persicae</i>	チャノカタカイガラムシ	カタカイガラムシ科	0	0	0	0	0	0	
<i>Tuberolachnus macrotuberculatus</i>	ビワコブオオアブラム	アブラムシ科	0	0	0	0	0	0	
<i>Alternaria crassa</i>	チョウセンアサガオ類輪紋病	糸状菌	0	0	0	0	0	0	
<i>Pythium brassicum</i>	ピシウム・ブラシクム	糸状菌	0	0	0	0	0	0	
<i>Pantoea ananatis</i>	パントエア・アナナティス	細菌	0	0	0	0	0	0	

令和3年4月14日

中国産種子に係る緊急の暫定措置の実施について

1. 経緯

- (1) 中国から輸入されたピーマン種子から、植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）別表2の2の24項で輸出国に精密検定措置を要求しているジャガイモやせいもウイロイド（PSTVd）が検出された事例を受け、令和元年12月27日から、中国で当該措置が実施された PSTVd 宿主種子を対象に、暫定措置として輸入検査時に精密検定を開始。
- (2) 日本側からの原因究明等を求める書簡（1月、3月及び6月）に対し、同国からの回答が得られなかったことを受け、昨年9月から、同様の検疫措置を要求している スイカ果実汚斑細菌病菌（Aac）及び *Pepino mosaic virus*（PepMV）の宿主種子についても、暫定措置として輸入検査時に精密検定を開始。
- (3) PSTVd 及び Aac が輸入検査で繰り返し検出されていることを受け、同年11月11日付け規則の一部を改正する省令の施行に伴い、同国に新たに精密検定の実施を要求する *Maize chlorotic mottle virus*（MCMV）、*Tomato brown rugose fruit virus*（ToBRFV）及び *Zucchini green mottle mosaic virus*（ZGMMV）についても、同日以降、輸入検査時の精密検定を開始。
- (4) 同年11月19日付け中国側書簡により、原因究明及び改善措置について回報。
- (5) 中国側からの回答を検討した結果、原因究明が不十分で改善措置の妥当性を判断できないことから、本年3月22日付け日本側書簡により、原因の特定に向け、追加の情報を1カ月後までに提供するよう要請。

2. 植物防疫法施行規則の改正への対応

輸入検疫の対象となる病害虫及び輸入植物検疫措置の見直し（第7次改正）に伴う規則の一部を改正する省令の施行（本年4月28日を予定）により、中国に新たに精密検定を要求する *Broad bean stain virus*（BBSV）及び *Tomato mottle mosaic virus*（ToMMV）についても、省令施行日以降、暫定措置として輸入検査時の精密検定を開始。

3. 緊急の暫定措置

新たに精密検定を要求する BBSV 及び ToMMV の侵入を防止するため、現在実施している緊急の暫定措置に加え、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査において以下の対応を追加で実施すること。

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として中国から輸入される、規則別表 2 の 2 の 39 項及び 41 項に掲げる植物の種子

② 対応を行う期間

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行日（令和 3 年 4 月 28 日を予定）から当面の間

③ 遺伝子検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害植物	検定数量
<i>Broad bean stain virus</i>	100 粒
<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	400 粒

令和3年4月14日

検査証明書で産地を台湾とするピーマン種子から ToMMV が検出された事例に伴う対応について

1. 経緯

- (1) 本年2月、過去に台湾が発給した検査証明書で産地を台湾と記載されたピーマン種子を輸入した種苗業者から、保管中の当該種子を検定したところ、Tomato mottle mosaic virus (ToMMV: 植物防疫法施行規則(以下「規則」という。)の一部改正により別表2の2(輸出国での精密検定実施)に追加(4月28日予定))が検出された旨の情報提供。
- (2) 同月末、当該種子を植物防疫所で検定した結果、ToMMV を検出。
- (3) 3月上旬に台北駐日経済文化代表処と打合せを行い、検出事例について説明するとともに、3月16日付け日本側書簡により、当該事例を踏まえ ToMMV に対する輸出時の精密検定の実施を求める方針であることを通知。

2. 緊急の暫定措置

検査証明書を添付し、台湾から輸入されたピーマン種子から ToMMV が検出された事例があったため、現在、台湾側と侵入防止措置について調整を行っているところ。台湾側との調整が、改正規則が施行される4月28日(予定)までに終了しない場合は、本病害の侵入を防止するため、同地域からの宿主植物種子に対し、暫定的な措置として輸入検査で本病害を対象に精密検定を行う。

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として台湾から輸入される、規則別表2の2の41項に掲げる植物の種子

② 対応を行う期間

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行日(令和3年4月28日を予定)から当面の間

③ 遺伝子検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害植物	検定数量
<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	400 粒